

注目

農振除外を検討している方へ

すべての案件に改正農振法が適用されます。個々の案件ごと農振除外の可否が判断されますので、具体的な計画がある場合は、下記までご相談ください。

岡三郷総合支所内農林部農政課
TEL77・3111 FAX77・6060

食糧供給力の確保は、日本の将来にとって大変重要な課題です。この課題を解決するためには、農地の減少を食い止め、農地の確保を図ることが欠かせません。豊かな田園を誇る安曇野市においても、優良農地の確保に努めてゆく方針です。

農地の減少を食い止めるため

改正後は、真に地域農業の振興を図るために必要な施設であるか否かの基準が厳格化され、運用において農業振興施設としての位置付けが強く求められるようになりました。

国際的な人口増加など、世界の食料事情は大きく変化しています。食料の多くを海外に依存している日本においては、食料供給力の確保が重要な課題となっています。国は昨年12月、改正農振法等を施行し、新たな農地制度をスタートさせました。この制度改正は、「農地の減少を食い止め、農地確保を図るこ

改正の概要

農用地区域内（いわゆる「青地農地」）に住宅等を建設するなど、青地農地を農地以外に転用する場合、農振除外の手続きが必要となります。国は昨年、農地制度改革の一環として農振法等を改正し、優良農地の保全に向けた取り組みを本格化させています。

新たな農地制度スタート。 農振除外、厳格化へ。

農業振興地域の整備に関する法律（農振法）の一部改正

と、「農地を貸しやすく、借りやすくし、農地の効率的利用を図ること」を狙いとするものです。

新たな改正のポイント

今回の改正は、農地転用における許可基準の厳格化および農振農用地区域からの除外の厳格化が特徴といえます。農振法における主な改正点は次のとおりです。

1. 農用地区域からの除外の厳格化

担い手が安心して農地を集積し

2. 公共転用への厳格化

改正前の制度では、学校、社会福祉施設、病院、庁舎などの公共施設を建設する場合、農振除外をする前に事業に着手することができました。しかし改正後は、開発による優良農地の減少を防ぐため、農振除外の手続きをすべて終了し

なければ事業に着手できないことになりました。

3. 農用地区域に含める土地の厳格化

農用地区域に含めるべき集団的農用地の規模として、「おおむね20畝以上」となっていました。【おおむね10畝以上】に引き下げられました。これにより、優良農地の位置付けが厳格化され、小規模な農地も優良農地として位置づけられるようになりました。

4. 『地域の農業の振興の観点から定められた計画』に位置付けることへの厳格化

農用地区域では、原則、土地改良事業等の実施後、8年以上が経過していなければ農振除外はできません。しかし、その例外として、【地域の農業の振興の観点から定められた計画】に位置付けられた農業振興施設の用地は、公益性が特に高いと認められる事業の用地として、農振除外が認められています。

農振除外の厳格化
主な改正ポイント！



厳しくなりました

農用地区域からの除外…

農用地区域内の農地について、担い手への利用集積に支障を及ぼす恐れがある場合は、除外ができなくなります。

公共転用…

農振除外の手続きが終了しなければ、公共施設の建設事業に着手することができなくなりました。

農用地区域に含める土地…

農用地区域に含めるべき集団的農用地の規模として、【おおむね20ヘクタール以上】から【おおむね10ヘクタール以上】に引き下げられました。

『地域の農業の振興の観点から定められた計画』に位置づけること…

農振除外が認められる農業振興施設は、「地域農業の振興を図るために真に必要な施設」に限定されます。

【用語解説】農用地区域（のうようちいき）

市町村は、農振法に基づき、農業振興地域整備計画を策定することができ、安曇野市においても、安曇野市農業振興地域整備計画が策定されています。この計画は、優良な農地を保全するとともに、農業振興のための各種施策を計画的に実施するための総合的な農業振興計画となっています。農用地区域は、この計画の中で定められている区域であり、今後相当長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地として位置付けられており、通常、区域内の農地を【青地農地】と呼んでいます。

【用語解説】農振除外（のうしんじょがい）

やむを得ず農用地区域内の農地を農地以外の目的に転用する場合、農業振興地域整備計画の変更が必要であり、この変更を農振除外といいます。この農振除外は、農振法で厳しく制限されており、原則、以下の要件をすべて満たす場合のみ、除外することができます。

1. 農用地区域以外に代替すべき土地がないこと。
2. 農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。
3. 担い手等、農地の利用集積に支障を及ぼさないこと。
4. 土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと。
5. 農業生産基盤整備事業完了後、8年を経過している土地であること。
6. その他：農地法等、他法令に基づく許認可の見込みがあること。